

## 議長諮問事項に対する答申書

令和6年10月17日付議会第34号により議長から諮問された件について、別添のとおり答申する。

令和7年12月22日

芽室町議会運営委員会  
委員長 渡辺 洋一郎

芽室町議会議長 梶澤 幸治 様

# 答 申 書

令和7年12月22日

芽室町議会議会運営委員会

## 答 申 事 項

1 芽室町議会議員の定数について

(1) 議員定数については16人とする。

2 芽室町議会議員の議員報酬について

(1) 報酬区分は、議員、議長、副議長、委員長の4区分とする。

(2) 月額報酬は、以下のとおりとする。

・ 議 員 300,000 円

・ 議 長 455,000 円

・ 副議長 384,000 円

・ 委員長 356,000 円

(3) 期末手当は、4.6か月分を11月及び5月に各2.3か月分支給する。

(単位：円)

区 分	月額報酬	期末手当	年額報酬
議 員	300,000	1,380,000	4,980,000
議 長	455,000	2,093,000	7,553,000
副議長	384,000	1,767,000	6,375,000
委員長	356,000	1,638,000	5,910,000

## 根 拠 資 料

### 【議員定数について】

「住民代表の総量」として、多様な民意を反映できる人数を確保することを基本とし、「常任委員会機能の安定的な機能維持」、「多様な視点での政策提案機能・監視チェック機能の強化」、「縮小社会における議会力の維持」等の根拠により、現行どおり 16 名が妥当と結論付ける。

(1) 常任委員会機能の安定的な機能維持について

議員定数の根拠は、常任委員会の体制(委員会数・人数)を最重視。平成 27 年からの 2 常任委員会(総務経済・厚生文教)は機能しているため継続する。欠席・除斥があっても審査を維持でき、同時に複数委員会を回せる人員が必要なことから、最低限は各委員会 7 名・8 名程度を確保できる現行同様の定数が妥当とした。

(2) 議長・副議長の常任委員会への関わりについて

議長は議会運営の公正な調整役であり、議決権はあるが中立性確保のため、慣行どおり常任委員会に所属しない原則を継続。副議長は所属可能でも、委員長等の兼務は公正性を損なう恐れがあるため従来どおり抑制する。

(3) 常任委員会への重複所属について

重複所属は同一議員の判断が複数委員会に及び、委員会間の独立性やチェック機能低下を招き得る。多様な住民意見を反映するためにも、委員は分散配置が望ましく、重複は極力避けるとした。

(4) 多様な視点での政策提案機能・監視チェック機能の強化について

(5) 縮小社会における議会力の維持について

地方自治法は委員会設置を認めるが、委員会数を増やすと負担増で機能不安定化の懸念がある。一方で機能強化のため新委員会を全面否定も難しく慎重に検討する。町民との意見交換会では活動量の精査・平準化が指摘され、今後は効果的・効率的な委員会機能を模索する。

(6) 法令等(地方自治法)の運用について

定数は地方自治法第 91 条の枠組みの下、平成 23 年改正で条例定数となり自治体判断へ。芽室町は 26→22→18→16 名と推移。財源優先の報酬・定数一体見直しや人口割もあるが、本町はそれらに頼らず、上記の根拠を積み上げて定数を結論付ける方針。

## 【議員報酬について】

議員報酬は「給与」ではなく「議員の役務に対する対価」と定義する。

この定義は、全国町村議会議長会の提言を尊重したものであり、具体的な報酬算定方法は、同議長会が示す生活給的要素を内包する「原価方式（首長給料×議員活動日数比率）（令和4年モデル）」を基本とする。

### （1）報酬の根拠について

議員報酬は「議員の役務に対する対価」と定義する。政策提案・行政監視・住民対話など広い責務を継続するには安定した活動基盤が必要で、報酬には一定の生活給的要素も含めるべきと整理。無投票やなり手不足が進む中、多様な人材が立候補できる環境整備として、役務に見合う適正な報酬見直しが不可欠とする。

### （2）報酬の根拠とすべき方式について

全国町村議会議長会の「原価方式（首長給与×活動日数比率、令和4年モデル）」を基本に採用。議員の活動量を算定基礎とするため客観性・合理性が高い。平成26年答申でも複数方式比較の上で同方式（積上方式）を選択しており、一貫性ある見直しとして継承する。

### （3）役職区分について

議長は議会代表・事務統理・会議主宰者、副議長は議長事故時の職務代行という重責から、従来どおり役職区分を設ける。議会運営委員会・常任委員会は常設機関として特別委員会と区別し、各委員長にも区分を設定。ただし議運と常任の差や副委員長の区分は活動実態から検討余地があり、活動量精査と負担平準化の取組を踏まえた継続課題とする。

### （4）期末手当について

地方自治法第203条に基づき、期末手当は賞与ではなく年額報酬の一部として配分する。従来は通年議会（5月-4月）を踏まえ年1回（5月、4.1か月分）だったが、改正後は年額を月例報酬と期末手当に割り振り、年2回（11月・5月）支給へ変更。率は年額内で4.6か月分とする。

### （5）報酬増に係る財源確保について

公費で支出増を行う際は財源整理が必要だが、報酬は人件費で事業削減による捻出は困難。直接策として人員減が想定されるものの、本町は「定数と報酬は別根拠」で導くため人員減を財源策としない。根拠は①令和5・6年度の活動実績を客観算式で積算②国・道と連携し制度改正や財政支援を要請し、意見書・決議等も視野③適正な定数・報酬で議会力を高め住民福祉向上につなげ、今後も適正化に継続して取り組む。

# 積算資料（議員報酬）

## 1 算定の手順

(1) 議会活動（※1）の実績日数（R5・6）を積算する。

- ・ 全議員の令和5・6年度実績を集計し、2か年平均の活動日数を算出する。
- ・ 活動時間を日単位に換算する（1日＝8時間）
- ・ 役職別に2か年平均の活動日数を算出する。

（議員：93.95日／議長：178.66日／副議長：139.86日／委員長124.56日）

※1 議会活動／本会議・委員会・協議調整の場・派遣、議会報告会、意見交換会、研修会、視察受入等

(2) 議員活動（※2）の実績日数（R6）を積算する。

- ・ 全議員の令和6年度実績を集計し、単年の活動日数を算出する。
- ・ 自己申告による活動集計のため全議員合算の平均値を共通日数とする（70日）。

※2 議員活動／一般質問準備、各種報告書作成、住民からの相談対応、情報収集、公的行事出席等

(3) 役職別の「議会活動＋議員活動」を算出する。

（議員：163.95日／議長：248.66日／副議長：209.86日／委員長194.56日）

(4) (3)を「原価方式（首長給料×活動日数比率）（令和4年・全国町村議会議員会提言）」に当てはめて年額報酬を算出する（「2：年額報酬算定式」）。

## 2 年額報酬算定式（役職別）

(1) 議員 4,980,000円（千円未満切り上げ）

$<163.95 \text{日} \div 305 \text{日（首長の職務遂行日数）} \times 772,000 \text{円（町長給料）} \times 12 >$

(2) 議長 7,553,000円（千円未満切り上げ）

$<248.66 \text{日} \div 305 \text{日（首長の職務遂行日数）} \times 772,000 \text{円（町長給料）} \times 12 >$

(3) 副議長 6,375,000円（千円未満切り上げ）

$<209.86 \text{日} \div 305 \text{日（首長の職務遂行日数）} \times 772,000 \text{円（町長給料）} \times 12 >$

(4) 委員長 5,910,000円（千円未満切り上げ）

$<194.56 \text{日} \div 305 \text{日（首長の職務遂行日数）} \times 772,000 \text{円（町長給料）} \times 12 >$

## 3 月額報酬及び期末手当算定式（役職別）

「2：年額報酬算定式」で算定した年額報酬を月額と手当に割り振る。

（月額報酬に12か月分、期末手当に4.6か月分を割り振る。）

(1) 議員 300,000円（月額報酬）／1,380,000円（期末手当総額）

$4,980,000 \text{円} \div 16.6 \text{（} 12 + 4.6 \text{）} = 300,000 \text{円} \times 12 \text{月} + 1,380,000 \text{円}$

(2) 議長 455,000円（月額報酬）／2,093,000円（期末手当総額）

$7,553,000 \text{円} \div 16.6 \text{（} 12 + 4.6 \text{）} = 455,000 \text{円} \times 12 \text{月} + 2,093,000 \text{円}$

(3) 副議長 384,000 円 (月額報酬) / 1,767,000 円 (期末手当総額)

$6,375,000 \text{ 円} \div 16.6 (12+4.6) = 384,000 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} + 1,767,000 \text{ 円}$

(4) 委員長 356,000 円 (月額報酬) / 1,638,000 円 (期末手当総額)

$5,910,000 \text{ 円} \div 16.6 (12+4.6) = 356,000 \text{ 円} \times 12 \text{ 月} + 1,638,000 \text{ 円}$

#### 4 議員報酬新旧比較表

※1 ①：月額報酬／②：期末手当／③：年額報酬

※2 合計欄は、議員 11 名、議長、副議長、委員長 3 名の計 16 名とした場合の金額

No.	区 分		現 行	改正後	差 引
1	議 員	①月額	204,000 円	300,000 円	96,000 円
		②期末	836,400 円	1,380,000 円	543,600 円
		③年額	3,284,400 円	4,980,000 円	1,695,600 円
2	議 長	①月額	306,000 円	455,000 円	149,000 円
		②期末	1,254,600 円	2,093,000 円	838,400 円
		③年額	4,926,600 円	7,553,000 円	2,626,400 円
3	副議長	①月額	244,000 円	384,000 円	140,000 円
		②期末	1,000,400 円	1,767,000 円	766,600 円
		③年額	3,928,400 円	6,375,000 円	2,446,600 円
4	委員長	①月額	224,000 円	356,000 円	132,000 円
		②期末	918,400 円	1,638,000 円	719,600 円
		③年額	3,606,400 円	5,910,000 円	2,303,600 円
	合 計	③年額	55,802,600 円	86,438,000 円	30,635,400 円